

兵庫県規則第32号

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(空家)

第2条 条例第2条第1号に規定する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるものに準ずるものとして規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされている期間が年間を通じて1月に満たないもの
- (2) 居住の用に供される建築物又はこれに附属する工作物であつたもので、現に物置の用に供しているもの
- (3) 前2号に掲げるものに準ずるものとして知事が認める建築物又はこれに附属する工作物

(空家等活用促進特別区域の指定の申出)

第3条 条例第9条第2項の申出書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項に規定する申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 空家等活用促進特別区域の位置図（縮尺25,000分の1以上のもの）
- (2) 空家等活用促進特別区域の区域図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

3 条例第9条第4項第3号ウに規定する規則で定める建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定は、同法第3章及び第6章（同法第3章の規定に関する部分に限る。）の規定とする。

4 条例第9条第4項第4号に規定する規則で定める都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定は、同法第3章第1節の規定とする。

(空家等活用促進特別区域の指定の案の公告)

第4条 条例第10条第2項（条例第11条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 空家等活用促進特別区域の名称
- (2) 空家等活用促進特別区域に指定する土地の区域
- (3) 空家等活用促進特別区域の指定の案の縦覧場所

2 空家等活用促進特別区域の指定の案は、次に掲げる図書により表示するものとする。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項を記載した図書
- (2) 空家等活用促進特別区域の位置図（縮尺25,000分の1以上のもの）
- (3) 空家等活用促進特別区域の区域図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (4) 条例第9条第2項第3号に掲げる事項を記載した図書

3 知事は、条例第10条第6項（条例第11条において準用する場合を含む。）の規定による告示をしたときは、直ちに、前項各号に掲げる図書を公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公告するものとする。

4 第1項及び前項に規定する公告は、兵庫県公報に登載して行うものとする。

(空家等活用促進特別区域の指定の軽微な変更)

第5条 条例第11条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第9条第2項第2号及び第4号に掲げる事項の変更

(2) 条例第9条第2項第3号に掲げる事項のうち、同条第3項第2号から第4号までに掲げる事項の変更

2 市町長は、前項各号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(空家に関する情報に係る届出)

第6条 条例第12条第2項の規定による届出は、空家情報届出書(様式第2号)により行わなければならない。

2 条例第12条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 空家の所有者の連絡先

(2) 空家の所有者とは別に管理者がある場合は、その氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第12条第3項の規定による届出は、空家情報変更届出書(様式第3号)により行わなければならない。

4 条例第12条第4項の規定による届出は、空家でなくなった旨の届出書(様式第4号)により行わなければならない。

(建築基準条例の特例)

第7条 条例第19条に規定する規則で定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 条例第12条第2項の規定による届出がなされた空家(以下「届出空家」という。)又はその敷地に所在する建築物であること。

(2) 建築基準条例(昭和46年兵庫県条例第32号)第4条各号に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以下であること。

(市街化を促進しない開発行為等)

第8条 条例第20条第1項第1号に規定する規則で定める建築物の建築は、市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の決定により市街化調整区域として区分され、若しくは当該都市計画を変更してその区域が拡張された日(以下「区域区分日」という。)前に建築された届出空家又はこれに準ずるものとして知事が認める届出空家(以下「区域区分日前建築届出空家」という。)が除却された土地であって、当該除却前に区域区分日前建築届出空家が存する土地である旨の知事の確認を受けた土地の区域内における建築物の建築とする。

2 条例第20条第1項第2号及び同条第2項第2号に規定する規則で定める場合は、建築物の所有者が死亡したことにより当該建築物が空家となった場合とする。

3 条例第20条第1項第2号及び同条第2項第2号に規定する規則で定める期間は、建築物が建築されてから空家となったときまでの期間とする。

4 条例第20条第1項第2号に規定する規則で定める建築物の建築は、届出空家の従前の用途を変更するものであって、次の各号のいずれかに該当する建築物の建築とする。

(1) 変更後の建築物の用途が戸建て住宅である場合にあっては、当該建築物の延べ面積(自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積は除く。)が280平方メートル以下のもの又は従前の建築物の延べ面積を超えないもの。

(2) 変更後の建築物の用途が戸建て住宅以外の建築物である場合にあっては、当該建築物の延べ面積が従前の建築物の延べ面積の1.5倍を超えないもの。

5 条例20条第2項第1号に規定する規則で定める建築物の新築等は、区域区分日前建築届出空家が除却された土地であって、当該除却前に区域区分日前建築届出空家が存する土地である旨の知事の確認を受けた土地の区域内における建築物の新築等とする。

6 条例第20条第2項第2号に規定する規則で定める建築物の新築等は、届出空家の従前の用途を変更するものであって、第4項各号のいずれかに該当する建築物の新築等とする。

(区域区分日前建築届出空家が存する土地の確認)

第9条 前条第1項又は第5項に規定する知事の確認を受けようとする者は、区域区分日前建築届出空家等確認申請書(様式第5号)に、当該申請に係る次に掲げる図書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 位置図(縮尺25,000分の1以上のもの)

(2) 付近見取図(縮尺3,000分の1以上のもの)

(3) 土地の公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面をいう。)の写し

(4) 土地の登記事項証明書

(5) 敷地求積図

(6) 敷地現況図

(7) 建築物の平面図

(8) 区域区分日前建築届出空家であることを示す図書

(9) 建築物の従前の用途を示す図書

(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

2 知事は、前条第1項又は第5項の規定による確認をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(提出書類の部数)

第10条 この規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、第9条第1項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表60の2の項の次に次のように加える。

区分	事務
60の3 条例本則の表83の4の部(1)の項サに規定する規則で定める事務	空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例施行規則(令和4年兵庫県規則第32号。60の4の項において「施行規則」という。)第2条第3号又は第6

	条第2項第3号の規定による認定に関する事務
60の4 条例本則の表83の4の部 (2)の項に規定する規則で定める 事務	施行規則第9条第1項の規定により知事に 提出される書類の受理に関する事務

空家等活用促進特別区域指定申出書

兵庫県知事 様

年 月 日

市町長

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり空家等活用促進特別区域の指定を申し出ます。

- 1 空家等活用促進特別区域として指定を受けようとする区域の名称、位置及び区域
 - (1) 名 称
 - (2) 位 置
 - (3) 区 域
- 2 空家等活用促進特別区域として指定を受けようとする区域における空家に係る現況及び課題
- 3 空家等活用促進特別区域として指定を受けようとする区域における空家等の活用を促進するための方針
- 4 継続的に空家等の活用を促進するための体制

添付図書

- 1 空家等活用促進特別区域の位置図（縮尺 25,000 分の 1 以上のもの）
- 2 空家等活用促進特別区域の区域図（縮尺 2,500 分の 1 以上のもの）
- 3 その他必要な書類及び図面

※受付年月日	
※受付番号	

空家情報届出書

兵庫県知事 様

年 月 日

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） -

電子メール

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり空家情報を届け出ます。

空家の所有者・管理者の氏名又は名称及び住所又は所在地	所有者	氏名又は名称	
		連絡先	
		住所又は所在地	
	管理者	氏名又は名称	
		連絡先	
		住所又は所在地	
空家概要	所在地		
	構造		
	規模		
	建築時期		
空家の利用及び管理の状況	利用の状況		
	管理の状況		
空家の活用又は管理の計画	活用の計画		
	管理の計画		
空家等が存する市町が上記情報を連携協定等を締結する団体（ ）に提供することの同意の有無		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	
その他の記載事項			

注 ※印のある欄は記入しないこと。

※受付年月日	
※受付番号	

空家情報変更届出書

兵庫県知事 様

年 月 日

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） -

電子メール

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり空家情報の変更を届け出ます。

		変更前	変更後
空家の所有者・管理者の氏名又は名称及び住所又は所在地	所有者	氏名又は名称	
		連絡先	
		住所又は所在地	
	管理者	氏名又は名称	
		連絡先	
		住所又は所在地	
空家概要	所在地		
	構造		
	規模		
	建築時期		
空家の利用及び管理の状況	利用の状況		
	管理の状況		
空家の活用又は管理の計画	活用の計画		
	管理の計画		
空家が存する市町が上記情報を連携協定等を締結する団体（ ）に提供することの同意の有無		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
その他の記載事項			

注 1 変更があつた項目のみ、変更前と変更後の欄に記載すること。ただし、空家概要については、必ず記載すること。

2 ※印のある欄は記入しないこと。

※受付年月日	
※受付番号	

空家でなくなった旨の届出書

兵庫県知事 様

年 月 日

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） —

電子メール

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例第12条第4項の規定により、次のとおり空家でなくなった旨を届け出ます。

空家の所有者・管理者の氏名又は名称及び住所又は所在地	所有者	氏名又は名称	
		連絡先	
		住所又は所在地	
	管理者	氏名又は名称	
		連絡先	
		住所又は所在地	
空家概要	所在地		
	構造		
	規模		
	建築時期		
空家でなくなった理由			

注 ※印のある欄は記入しないこと。

区域区分日前建築届出空家等確認申請書

兵庫県知事 様

年 月 日

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） -

電子メール

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、区域区分日前建築届出空家が存する土地であることの確認を申請します。

空家を所有する者の住所及び氏名			
空家等の所在、地番、地目及び敷地面積		地目	
		面積	平方メートル
空家の従前の用途			
空家の構造及び延べ面積	構造	造 建	
	面積	平方メートル	
空家の建築年月日			
※ 受付欄	※確認年月日及び番号 年 月 日 第 号		
	※備考		
※ 地方機関名			

注 ※印のある欄は記入しないこと。